

# 1 真の分権型社会の実現

## 1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 「2050 東京戦略」の実現に向けて改革を押し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

### <現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成 26 年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

### <具体的要求内容>

- (1) すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現に向けて、前例にとらわれることなく、時代の先を見据えた取組を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすい

ものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。あわせて、過去に実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

(3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

## 2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

### <現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成 28 年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成 30 年 4 月 1 日から、法人実効税率が 29.74 パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

### <具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

### 3 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

#### <現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

#### <具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
  - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
  - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
  - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

## 4 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

### <現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

### <具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など、法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿をゆがめる不合理な改正は行わないこと。

## 5 税務行政におけるデジタル化推進

### 1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁)  
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

#### <現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。

また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識の下、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した主税局ビジョン2030を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和7年3月に「税務システム標準仕様書【第4.1版】」が策定された。

また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定され、現在の最新版は令和6年9月に公開された【第4.1版】となる。

さらに、上記に加えて国においては公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備・活用や文字要件の検討といった、データ連携を促進する取組が継続して行われている状況にある。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、引き続き、地方自治体の意見を踏まえながら、人口減少社会を見据えて行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

#### <具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、引き続き、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等をはじめとした環境整備を行うこと。

## 2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

(1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

(2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### <現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても主税局ビジョン2030を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム (eLTAX: エルタックス)」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和2年12月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、将来的には利用率を100%とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者や金融機関、各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目を中心であったが、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。

また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### 3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)  
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### <現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 30 万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

#### <具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

## 4 課税情報へのマイナンバー紐付けの推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 主税局)

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが進むよう、必要な環境整備を行うこと。

### <現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法（注）が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

その後、令和6年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル完結の基盤として、マイナンバー制度／マイナンバーカードをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組を強化・加速していくとされており、利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために、マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携については、現在の間サーバ等に相当する共通機能の提供や情報提供ネットワークシステムの刷新を行うとされている。

こうした中、都道府県の税務事務においては、各種申告書や不動産登記等を起因として課税客体を捕捉し課税しているが、多くの税目では申告書等にマイナンバーの記載が必須とはされていない。このため、上記申告書等を基に別途住民基本台帳ネットワークシステムを用いて公簿情報を照会し、マイナンバーを課税情報に紐づけているが、件数が膨大であることや申告書における記載不備等により紐付け作業に多くの手間と時間を要している。

特に、区市町村と異なり住民基本台帳を保有していない都道府県におけるマイナンバーの紐づけの難しさは、国や各種検討会においても課題として認識されているところである。

課税情報とマイナンバーの紐付けについては、納税通知書の電子化のみならず、更なる納税者の利便性向上や今後の国税・地方税間の連携、そして人口減少社会を見据えた税務事務の効率化につなげるためにも確実に対応することが必要である。

### <具体的要求内容>

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが円滑に進むよう、申告・捕捉時にマイナンバーがセットで連携される制度など、紐付け作業の効率化に向けた具体的な検討を進めること。

(注) デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

(令和3年法律第39号)、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律  
(令和3年法律第40号)の6本の法律から構成される。

## 6 新たな国際課税ルールの方定に係る税収の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

### <現状・課題>

令和3年10月に136か国・地域による経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する国際的な合意が実現した。この合意のうち、「第1の柱」(市場国への新たな課税権の配分)は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分する内容となっている。

この新たな国際課税ルールにおける「第1の柱」については、令和7年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する」こととされている。

この国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきであり、地方分の税収は、全ての地方自治体(不交付団体も含む。)に適切に帰属させるべきである。

- ・「第1の柱」において、市場国間の配分基準である「売上」は、国及び全ての地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っており、増収分は適切な基準により全ての自治体に帰属させるべきこと。
- ・現在法人二税を課されている法人が、「第1の柱」の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと。

### <具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収には、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、「第1の柱」の配分基準である「売上」が地方自治体が整備する社会インフラを基盤としていること等を踏まえ、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

## 7 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

### <現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を東京 23 区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、適用期限が令和 7 年度末となっている。

本制度は、東京一極集中の是正を目的に、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。

また、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し、内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約 9 割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、令和 7 年度税制改正において、税の軽減効果を維持した上で、適用期限を令和 9 年度末まで 3 年延長することとされた。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるものであることに加え、都や特別区など、特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

### <具体的要求内容>

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

## 8 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 土地に係る税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。  
あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

### <現状・課題>

- (1) 償却資産の評価に用いる取得価額の算定方法等の取扱いについては、原則として税務会計に準ずるものとされている一方で、申告方法等は税務会計と異にする点も多く、申告を行う納税義務者の負担となっている。  
とりわけ、償却資産の申告期限については、平成 30 年度に一般財団法人資産評価システム研究センターにおいて、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいとの判断がなされ、まずは、一括電子申告システムの導入や eLTAX の使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行うこととされた。  
その後、令和 2 年度には複数課税庁への一括電子申告が実現するなど、電子的な環境整備は着実に進展している。加えて、近年、償却資産の電子申告率が向上していることも踏まえると、納税義務者・課税庁双方の体制が整いつつあることから、申告期限の見直しについて検討を進める等、申告制度の簡素化・効率化を進めていくことが望ましい。  
また、検討に当たっては、課税実務を担う各地方自治体の状況や意見を十分に踏まえる必要がある。
- (2) 土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化は着実に進展してきたが、近年の地価上昇等により、再び負担水準のばらつきが見られる状態となってい

る。

また、地価の状況については、全国平均では上昇する反面、一部地域では下落を続けるなど、自治体ごとに大きく異なっている。

- (3) 家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。

このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考ええる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 負担調整措置や各種特例など土地の税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や、自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。
- あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。